

# 豊田市 PCB 処理 安全監視委員会だより

平成 28 年 8 月  
第 36 号

豊田市では、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）が行う豊田 PCB 廃棄物処理事業における安全性を確保及び周辺環境を保全するために、「豊田市 PCB 処理安全監視委員会」を設置し、PCB 廃棄物が安全・確実に運搬・処理されることを監視しています。

今回は、平成 28 年度 1 回目の安全監視委員会の内容についてお知らせします。

## 平成 28 年度第 1 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会

平成 28 年 7 月 12 日、JESCO 豊田 PCB 処理事業所において、平成 28 年度 1 回目の安全監視委員会を開催しました。会議には監視委員 11 名、オブザーバーとして、愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、豊田市消防本部、豊田労働基準監督署、その他に環境省産業廃棄物課、JESCOが出席しました。

### ○ 議 題

- 1 豊田 PCB 廃棄物処理施設の操業状況報告について
- 2 豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について
- 3 PCB 廃棄物特別措置法の改正について

### 1 豊田 PCB 廃棄物処理施設の操業状況報告について

JESCO から、以下の報告がありました。

#### (1) PCB 廃棄物処理実績（平成 27 年度末時点）

	トランス (台)	コンデンサ類 (台)	PCB 量 (トン)
H27.4~ H28.3	105	6,938	190.6
累計処理量	1,964	46,863	1,735

#### (2) 東海 4 県の処理進捗率（平成 27 年度末時点）

	豊田市	愛知県	岐阜県	静岡県	三重県
処理済 事業場 (%)	97.2	90.8	88.6	90.6	90.8

#### (3) 東海 4 県内の PCB 廃棄物の今後の処理予測

JESCO 未登録機器や、今後の掘り起こし調査による見込量まで含めた今後の処理予測を行いました。順調に JESCO へ処理委託が進めば、計画的処理完了期限である平成 34 年度末までに処理を完了することができます。

#### (4) 周辺環境への影響の状況

平成 27 年度に実施した排出源及び周辺環境モニタリング結果は、いずれも管理目標値、環境基準値等を下回っていました。

#### (5) 真空超音波洗浄後の判定洗浄槽からの洗浄油の漏洩事故について

6 月、真空超音波洗浄エリアにおいて、卒業判定洗浄槽から洗浄カゴを引き上げ、乾燥槽に移動した際、カゴの中の洗浄物の穴開けが不十分であったため、洗浄物の底に残っていた洗浄液が液垂れを受けるためのオイルパンで受けきれずに、床に漏洩しました。

漏洩量は約 45 リットルで、濃度は法基準値 (0.5mg/kg) 未満の 0.022mg/kg でした。なお、遮蔽フード内での漏洩であり、建物外への影響はありませんでした。

再発防止対策として、手順書の見直しによる洗浄物の切断・穴開けの徹底や洗浄前の充填状態の確認の追加、作業員への教育、洗浄カゴの取出し工程の改善を行いました。

※豊田市は、再発防止対策の内容が適切に実施されていることを確認しました。

## 2 豊田PCB処理事業における豊田市の対応について

市は、以下の報告を行いました。

### (1) 豊田PCB処理施設への立入実施状況

市は、前回の安全監視委員会以降、JESCO 豊田PCB処理事業所に計11回立入検査を実施し、排出ガス測定や受入作業の確認などを行いました。

### (2) 平成27年度環境モニタリング調査について

平成27年度に実施したPCB環境モニタリング調査結果は、大気、河川水質、河川底質及び土壌のいずれも異常は認められませんでした。

### (3) 未処理事業者等への立入調査について

平成27年度、高濃度PCB廃棄物の市内の未処理事業者及び掘り起こし調査により保有の可能性の判明した事業者に対し、立入調査を実施し、機器の確認と早期処理の指導を行いました。今後も処理の進まない事業者に対しては、粘り強く一日も早い処理を指導していきます。

### (4) 危機管理マニュアルの策定について

市は、「豊田市PCBによる環境汚染事故等に係る危機管理マニュアル」を策定し、周辺の生活環境に重大な被害が及びおそれが生じた場合への必要な事項や対応方法等を定めました。

## 3 PCB廃棄物特別措置法の改正について

国から、PCB廃棄物特別措置法の一部改正の概要等について説明がありました。改正事項は大きく4点です。

- (1) 政府一丸となって取り組むため、PCB廃棄物処理基本計画を閣議決定により定める。
- (2) 高濃度PCB廃棄物については、JESCO各事業所の処理期限よりも前の処分を義務付け、違反した場合は改善命令ができることとし、命令違反には罰則を科す。
- (3) 報告徴収・立入検査権限を強化する。
- (4) 都道府県等が、高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行を行うことができる。

その他、期限内の処理完了に向けて、掘り起こし調査による全数の把握、使用中製品の使用の終了、JESCOへの処分委託と搬入の速やかな実施が重要であると報告がありました。

## 【委員からの主な質問・意見】

**意見(委員)** 作業する際には、「大丈夫だろう」ではなく、「〇〇するかもしれない」というリスク側にたち物事を考えるようにしてほしい。

**意見(委員)** 今回の漏洩への対策は十分であると思われるが、今後も多くの保管容器を処理していくなかで、想定外のもが出てくる可能性もある。そこで、今回の対策が有効であるかを常に検証しながら作業をしてほしい。

**質問(委員)** 作業員の力量や経験により、同様の漏洩が起きる可能性があると感じるがどうか。

**回答(JESCO)** 手順書の改定とともに、作業員に対しては、事故を未然に防止するための後工程の学習教育を今後も継続して行っていく。

**意見(委員)** 設備保全に関し、活性炭吸着槽は、外部に排気される前の最後の砦となる部分であるため、これからも安全サイドに立って保全を進めてほしい。

**質問(委員)** 今回JESCOが示した今後の処理予測によると、豊田事業所の処理能力は十分にあることが分かった。しかし、これだけの台数が適切な時期にJESCOに搬出されることが必要である。各県市が掘り起こし調査等をしっかり実施していく必要があると思うが、どのように認識しているのか。

**回答(事務局)** ご意見のとおり、早く掘り起こし調査を行い、まずは数を確定することが最重要であると考えている。



◆ 豊田市PCB処理安全監視委員会事務局  
豊田市 環境部 廃棄物対策課  
電話 0565-34-6710  
ファックス 0565-34-6976  
e-mail [haitai@city.toyota.aichi.jp](mailto:haitai@city.toyota.aichi.jp)  
※4月1日から、事務局が環境保全課から廃棄物対策課へ変更しました。